

再エネ業務管理システムの 運用見直しについて

資源エネルギー庁

2023年7月31日

1. これまでの経緯

2. 再エネ業務管理システムの運用見直しについて

これまでの経緯

- 再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、**再エネ業務管理システムを構築**。2017年の法改正により送配電買取となったことから、2018年8月から**各一般送配電事業者には供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与**。同時に、再エネ特措法により、一般送配電事業者に対し、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止している。
- 2023年2月以降、**全ての一般送配電事業者が保有するアカウントがグループ内の小売電気事業者に供与され、本システムに対してアクセスしていた事案が発生**。
- 本事案を受け、**再エネ特措法に基づく報告徴収や電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取を実施**。
- 報告徴収や意見聴取の回答等を踏まえて、**電力会社に対し、資源エネルギー庁より行政指導を実施**。
- 再エネ業務管理システムに関する対応については、**外部有識者による運用見直しに関する検討会を開催**。

事実経過

2月3日	東京電力パワーグリッド(株) (以下「東電PG」) から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー(株) (以下「東電EP」) の一部社員が利用し、 認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡 が資源エネルギー庁に対してあり、 当該事案が判明
2月6日	更なる情報漏えい防止のため、 全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止
2月中旬	全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者に対し、報告徴収を実施
3月6日	2月中旬に実施した報告徴収の回答を踏まえ、全てのみなし小売電気事業者に対し追加の報告徴収を実施(3月9日までに回答)
3月15日	電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を実施・回答を受領
4月17日	① エネ庁長官から一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者の全社に対して行政指導を実施(5月12日までに回答) ② システム関係の専門家や法律家等の有識者等による第三者検討会を開催
6月29日	個人情報保護委員会から資源エネルギー庁に行政指導

再エネ業務管理システムの運用のあり方に関する検討会における議論

- 本年4月より、再エネ業務管理システムの運用のあり方に関する検討会において、全3回にわたり、再エネ業務管理システムの運用の見直しに関する議論を実施。本年7月に、再発防止策を含む報告書がとりまとめられた。
- 同検討会における議論ではシステム運用者（資源エネルギー庁）のID管理やシステムの監査体制など幅広い問題点に対して、指摘がされた。
- こうした課題を踏まえて、①ID等の適切な管理、②閲覧対象項目の見直し、③自己点検の強化・外部監査の実施、④利用ルールの明確化の4つの視点から再発防止策を検討。
- 今後は、再発防止策を踏まえ、必要なシステム改修を可能な限り早期（令和5年度上期中）に実施し、令和5年度中にシステム改修を踏まえた外部監査を実施することとされた。
- 加えて、同検討会において、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、再発防止策にある外部監査の結果も踏まえたフォローアップを令和5年度中に行うとともに、令和6年度以降も、必要に応じて同検討会においてフォローアップを行うこととされた。

(参考) 再エネ業務管理システムの運用のあり方に関する検討会

- 2023年2月以降、全ての一般送配電事業者が保有するアカウントがグループ内の小売電気事業者に供与され、本システムに対してアクセスしていた事案が発生。
- これを受けて、経済産業省が保有する再エネ業務管理システムの運用の見直しに関する対応の方向性を集中的に検討するために検討会を立ち上げ。
- 第1回を4月17日、第2回を5月29日、第3回を7月19日に開催し、7月21日に報告書を取りまとめ。

委員名	所属
江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授
金丸 祐子	外苑法律事務所 パートナー弁護士
下村 正洋	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 幹事・事務局長
丸山 満彦	PwC コンサルティング合同会社 パートナー

オブザーバー

- 細川 義洋 経済産業省 大臣官房 情報システム室 デジタル統括アドバイザー
- デジタル庁 戦略・組織グループ 政府 DX チーム

1. これまでの経緯

2. **再エネ業務管理システムの運用見直しについて**

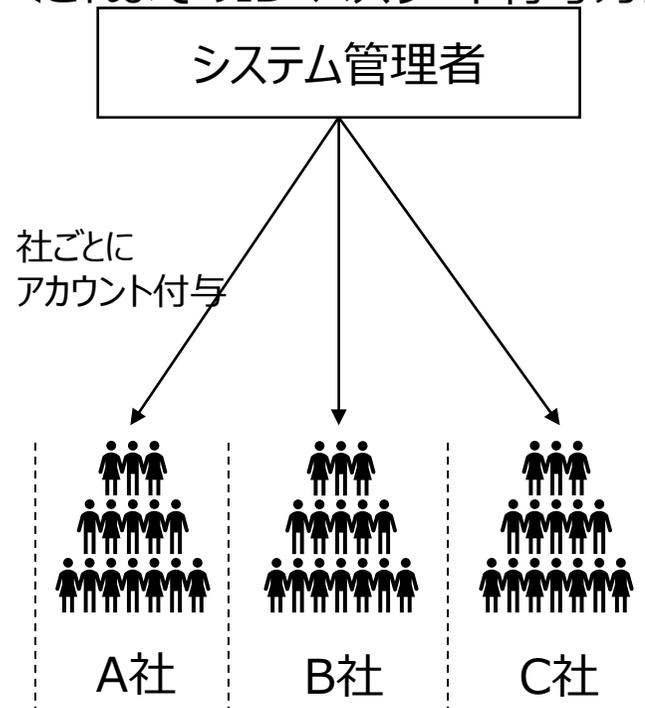
(参考) 再発防止策① ID等の適切な管理

- これまでの運用では一般送配電事業者においては社ごとのIDパスワード付与となっていたが、本事案の発生を受け、全ての利用において、個人ごと（利用者単位）のアカウント付与に変更済み。

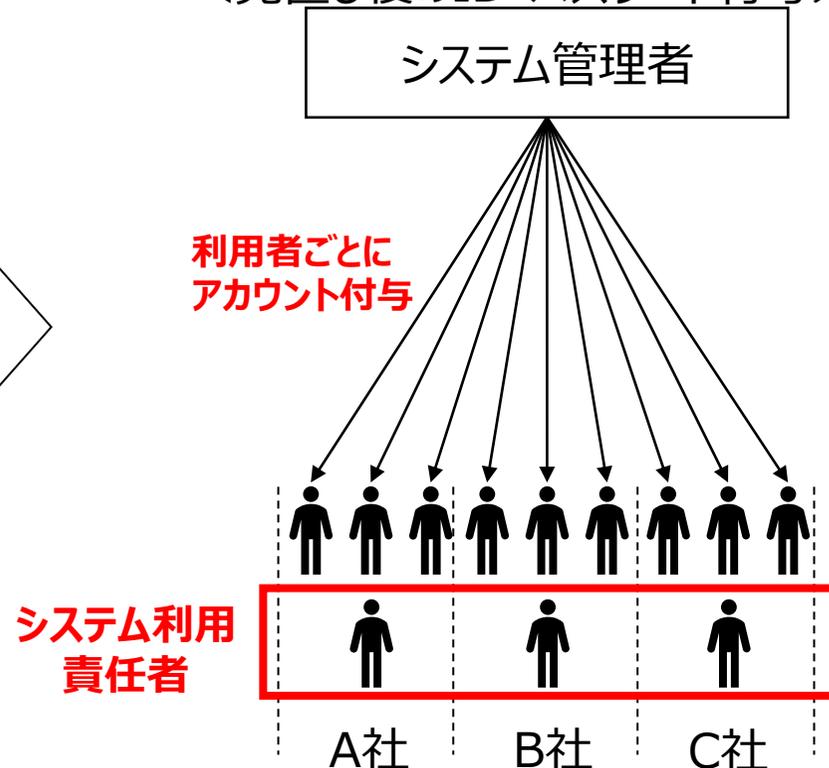
※一般送配電事業者以外は個人単位でのアカウント付与を以前から実施している。

- また、システム利用者の所属する各組織において、システム利用責任者を選定し、各組織における本システムのID等の管理に関する責任の所在を明確化することとする。

<これまでのID・パスワード付与方法>



<見直し後のID・パスワード付与方法>



(参考) 再発防止策① ID等の適切な管理

- これまでの運用ではログインが可能なID・パスワードを発行していた。今後のシステム運用では、利用時に従来のID・パスワードに加え、利用の都度、利用者個人端末において認証を取得する形の多要素主体認証方式を導入することとする。
- また、人事異動などが起きた場合に適切にアカウントを停止させる観点から、6か月以上継続してアカウント利用がない場合、自動的にアカウントを停止させることとする。

<これまでの運用>

- ・システム開始時点から管理者側からの変更なし
- ・利用者からの申請があった場合、PWの変更可能

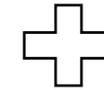
<見直し後の運用>

- ・利用時の本人確認に多要素認証を導入

知識情報の利用

ID : ○○○○

PW : △△△△



所有情報の利用

利用の都度認証確認

- ・6か月間アカウントを利用がない場合、アカウントを停止

(参考) 再発防止策① ID等の適切な管理

- システム利用者ID発行時は、システム管理者（委託事業者）に対し、各組織ごとに選定されたシステム利用責任者から、システム利用者の個人属性を申請することとする。
- システム管理者は、申請元となるシステム利用責任者の確認、システム利用者個人属性の登録を実施し、ID・パスワードを登録メールアドレスに発行。
- システム利用者の登録情報は、上記IDの発行及びアカウント停止解除に必要な個人メールアドレスと従事している業務を確認するための所属部署、システム管理責任者にメールアドレスと所属部署に加え、問題が生じた際の緊急連絡先電話番号の登録を求め、システム管理者が情報を管理するものとする。

システム利用者登録項目

- ・組織名
- ・所属部署・役職
- ・担当者名
- ・メールアドレス

システム利用責任者登録項目

- ・組織名
- ・担当部署・役職
- ・担当者名
- ・緊急連絡電話番号
- ・メールアドレス

(参考) 再発防止策② 閲覧対象項目の見直し

- 再エネ特措法に基づく業務を行うため、再エネ発電事業者、FIT/FIP制度管理者（資源エネルギー庁等）、一般送配電事業者、自治体・関係省庁がアクセス可能。保有している情報は多岐にわたるため、使用用途に応じて閲覧可能範囲を限定している。
- 今般の事案を踏まえ、システム利用者の属性（システム運用者、一般送配電事業者、地方自治体等）ごとに現在の使用用途に応じて、閲覧対象項目を必要最低限な情報に限定するよう、改めて点検を行うこととする。

再生可能エネルギー 業務管理システム

システム保有者

・資源エネルギー庁

システム管理者（運営・管理）

・外部委託

管理している情報

・FIT認定情報・申請情報等

FIT/FIP認定事業者向け

使用用途：各種認定申請、定期報告   認定（申請）事業者 代行登録者

FIT/FIP制度管理者向け

使用用途：FIT/FIP制度の認定実務    本省 代行申請 広域的運営
経産局職員 機関 推進機関

自治体・関係省庁向け

使用用途：条例・関係法令遵守関連  地方自治体・関係省庁職員

一般送配電向け

使用用途：FIT買取業務関連 

※自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスが可能

一般送配電事業者

(参考) 再発防止策③ 自己点検の強化・外部監査の実施

- 毎年度、情報セキュリティ監査計画を策定。システムを対象とした情報セキュリティ監査は、前回の監査から一定期間経過したもの等を対象とした、外部監査法人による監査を令和3年1月に実施。システム運用時のセキュリティ対策実施状況が、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシーに準拠しているか監査を実施した。
- 他方で、こうした監査体制においても今回の事案を防げなかったことから、本事案により確認された実態等を踏まえて、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシー以上のセキュリティ対策強化の個別の取組が必要だと考えられる。
- このため、再エネ業務管理システム管理者である委託先において、アカウントごとのシステムの利用状況（アクセス頻度の変化、アクセス時間帯、IPアドレス等）やアカウントの管理状況を分析し、不審な利用がないか等をシステム保有者（資源エネルギー庁）に報告する形での自己点検を定期的に実施し、点検結果を踏まえ、必要に応じてシステム改修等の対応を実施していく。
- また、各種基準の必須事項のみならず政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン等の記載の推奨事項（例えば多要素主体認証方式の導入）など、本事案を踏まえたより厳格な視点でのシステムに関する外部監査法人による臨時監査を今年度中に実施する。

(参考) 再発防止策④ 利用ルールの明確化

- 本システムに保有されている情報の利用目的等については、アカウント発行時に利用マニュアル等に記載していたが、利用者が適時に確認できる状態になかった。また、一般送配電事業者に対しては各社ごとのアカウント発行となっていたため、人事異動などが起こった際に異動した社員もID等を用いて引き続きアカウントを利用することが可能であったことが本事案の要因の一つだと考えられる。
- この点、自治体が本システムを利用するにあたってアカウントを発行する際には、申請時に目的外利用や公開の禁止についてシステム上同意を求めている。今般の事案を踏まえ、すべてのアカウント利用者に対して、利用時に目的外利用の禁止や個人情報の取り扱い等に関する同意を求める措置を行う。
- なお、利用時に求める事項は類似事例等を参考に以下の項目を含むものとすることが考えられる。
 - ① 目的外利用・公開・第三者への情報提供の禁止
 - ② 法令又は公序良俗に違反し、もしくは犯罪行為に関連し、またはそのおそれがある行為の禁止
 - ③ 不正な目的をもってアクセスをし、利用し又はこれらを試みる行為の禁止
 - ④ 認定事業者その他の第三者に損害を与える行為の禁止
 - ⑤ 第三者へのアカウントの供与の禁止、アカウント情報の取扱い厳重注意
 - ⑥ 個人情報の取扱い
 - ⑦ 禁止事項に違反した場合の対応（解約・損害賠償請求等）

(参考) 更なる対応の方向性について①

(再発防止策の早期実施とフォローアップ)

- 再エネ業務管理システム保有者である資源エネルギー庁においては、再発防止策を踏まえ、必要なシステム改修を可能な限り早期に実施し、令和5年度中にシステム改修を踏まえた外部監査を実施する。また、本検討会において、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、再発防止策にある外部監査の結果も踏まえたフォローアップを令和5年度中に行うとともに、令和6年度以降も、必要に応じて本検討会においてフォローアップを行う。

(本システムを利用した業務の運用改善)

- また、FIT制度・FIP制度における各種業務の実施にあたり、再発防止策として十分な対応を行ったうえで、より効率的な業務の実施のため、継続的に運用改善を行うことが必要である。特に運用改善にあたっては、デジタル技術を活用した効率的な業務フローを構築することが重要であり、継続的に検証を行っていく必要がある。

(参考) 更なる対応の方向性について②

(経済産業省が保有するシステムへの横展開)

- 本事案は発注元のシステム運用・管理体制が不十分であったことに起因していることから、経済産業省が保有する他のシステムにおいても、同様の事案が発生しないように本事案の教訓を現場ベースで共有することが必要がある。
- 外部委託する場合には、委託契約書締結時に、年度ごとの実施計画や調達仕様書について、システム面での確認を、システム関係の知見が深い部署とも連携し行うことで、各種基準を遵守した委託をする必要がある。
- 実際にシステム開発を行う際には、発注側と受託側で密にコミュニケーションをとり、意思疎通を図ることが重要だと考えられる。また、開発・改修したシステムは、システム稼働前に発注側においても検収を行うことで、正常に機能するか確認することが重要である。
- 加えて、自己点検や定期監査を通じて、システムが適切に運用しているか、事後的に確認を行う必要もある。
- また、同様の事案が発生しないように本事案の教訓を現場ベースで共有することが必要であり、システム面に知見が深い人材の育成・確保に向けて、省内横断的なシステム担当者向け研修などによる継続的な体制整備に加えて、外部の専門人材の更なる活用に向けて継続的な対応を行い、こうした取組を組織として定着化させていくことが重要である。